

都市計画法適合証明の取扱いについて

平成16年 9月 1日施行
平成16年10月 1日改正
平成17年12月15日改正
平成19年11月30日改正
令和 2年 4月 1日改正
令和 6年 4月 1日改正

次のいずれかに該当する場合は、建築確認申請書及び計画通知書に都市計画法適合証明書を添付しなくてもよい。

- 1 敷地面積が都市計画法第29条第1項第1号及び第2項の政令で定める規模未満のもの
- 2 敷地面積が都市計画法第29条第1項第1号及び第2項の政令で定める規模以上のもので、既存の敷地内における部分的な増築又は改築
- 3 都市計画法第29条第1項第2号にかかる建築物のうち次のもの
 - ア農林漁業者住宅の既存の敷地内における増築又は改築
 - イ農林漁業用倉庫の既存の敷地内における増築又は改築
 - ウ新設敷地における農業用倉庫等で次のすべてに該当するもの
 - i 申請者自ら農地を保有（小作権者を含む。）していること。
 - ii 申請地が、現在の住居又は耕作地の周辺にあり、かつ、申請者の所有地であること。
 - iii 建築物の規模は、耕作面積、保有農機具及び作業内容から勘案して、適当な大きさであること。（耕作面積10a（1,000㎡）当たり20㎡以内を原則とする。）
 - iv 敷地の規模は、建築規模及び作業内容から判断して著しく過大でないこと。（敷地面積は建築面積の3倍以内とする。）
 - v 建築物の構造、設計及び配置計画は、申請の用途として適切であること。
- 4 都市計画法第29条第1項第11号、第43条第1項第3号又は第5号にかかるもののうち次のもの（ア、イ及びウについては基本的に建築物の評価証明が取れること）
 - ア市街化調整区域内に線引き以前から存する建築物の敷地内における建替えにかかるもの（用途変更を伴わないものに限る。）
 - イ旧都市計画法第43条第1項第6号口による既存宅地の確認を受けた土地における建替え及び増築にかかるもの（用途変更を伴わないものに限る。）
 - ウ住宅供給公社が分譲した土地における建替え及び増築にかかるもの（用途変更を伴わないものに限る。）
- エ建築基準法第85条第6項に基づく許可を受けた仮設建築物にかかるもの
- 5 都市計画法第29条第2項第1号又は第2号にかかるもの
- 6 都市計画法第29条に基づく開発許可を受けた建築物にかかるもの（当初の内容と変更のないものに限る。）
- 7 都市計画法第42条又は第43条に基づく建築許可を受けた建築物にかかるもの（当初の内容と変更のないものに限る。）
- 8 都市計画法第34条の2第1項又は第43条第3項に基づく国の機関等との協議にかかるもの（当初の内容と変更のないものに限る。）
- 9 上記6、7において、農林漁業者等の世帯分離のための住宅及び収用対象事業による移転にかかる建築物については、一般承継人（夫婦・親子）の場合も同様の扱いとする。
- 10 その他建築主事又は指定確認検査機関が建築確認に際して適合証明が必要と判断した場合は、適合証明書を添付しなければならない。